

こどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）

第1回 こどもデータ連携の取組に関する検討会

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

2024年11月25日

議題

日時：令和6年11月25日（月） 14:00 - 16:00

形式：Teams会議

- 1 こども家庭庁様からのご挨拶 3分
- 2 検討会メンバーのご紹介 20分
- 3 事業概要のご説明 1分
- 4 パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告 5分
- 5 検討会での論点案についてのご説明 5分
- 6 実証事業におけるご報告 20分
- 7 意見交換 60分
- 8 事務連絡 2分



こども家庭庁様からのご挨拶



検討会メンバーのご紹介

本検討会は以下のメンバーで構成されます。

メンバー（順不同、敬称略）
新保 幸男 （神奈川県立保健福祉大学 保健福祉学部 教授）
堀口 悟郎 （岡山大学 学術研究院 社会文化科学学域（法学系） 教授）
水町 雅子 （宮内・水町IT法律事務所 弁護士）
山野 則子 （大阪公立大学 現代システム科学研究科 教授）
永岡 龍一郎 （広島県 健康福祉局 子供未来応援課）
米井 貴子 （府中町 福祉保健部 子育て支援課）
元村 真理子 （福岡市 こども未来局 こども健やか部 こども見守り支援課）



事業概要のご説明

3. 事業概要のご説明（背景／目的）

困難な状況にあるこどものSOSを早期発見、プッシュ型支援につなげる取組を推進しており、地方公共団体が取組を行う際に参照できるガイドラインの策定や実証事業を進めております。

背景

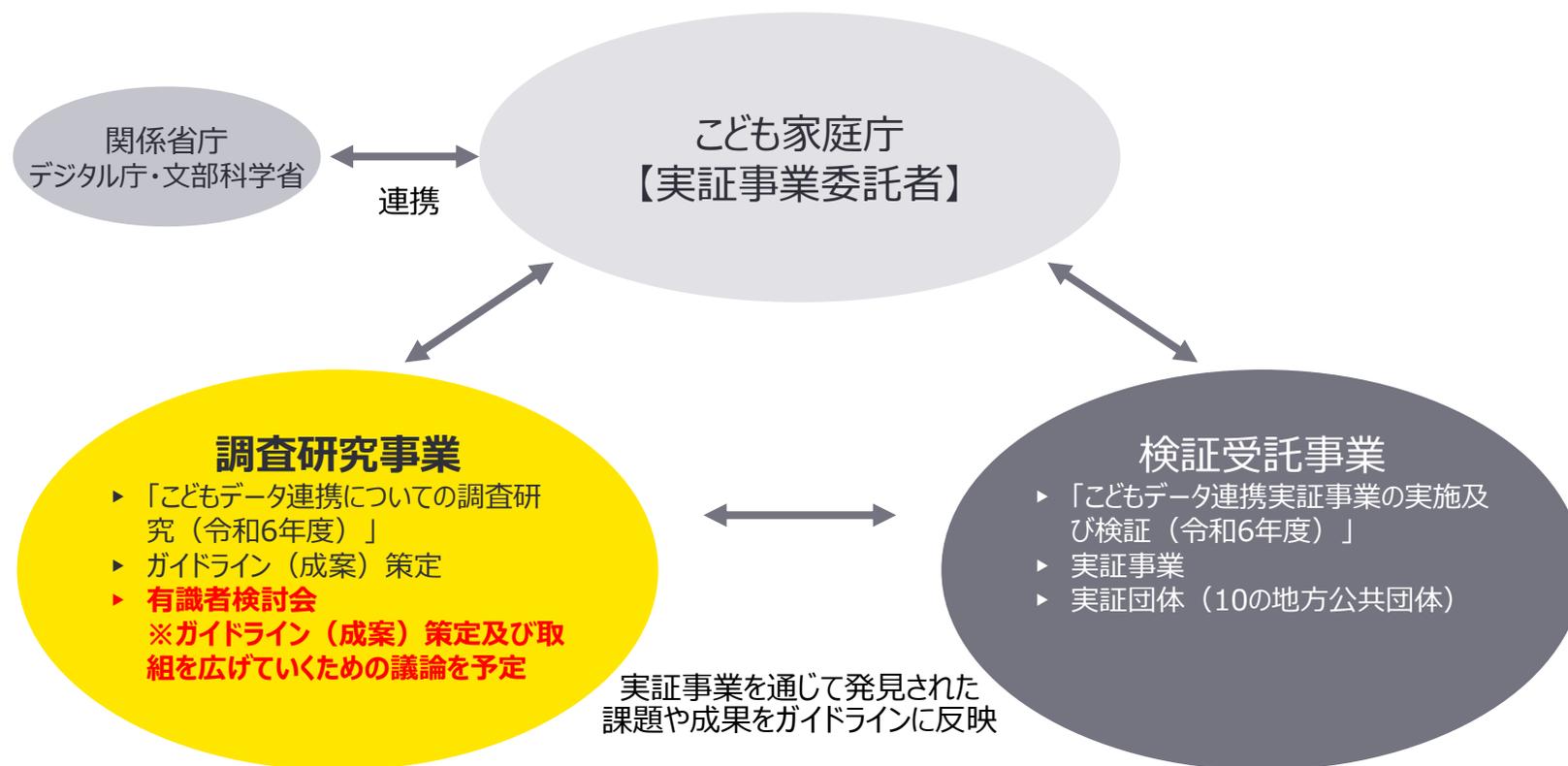
- ▶ こどもに関する施策については、これまでに様々な取組が進められてきたものの、貧困や虐待、不登校、いじめ等の困難な状況にあるこどもは依然として存在している。
- ▶ 一方で、困難な状況にあるこどもはその実態が見えにくく、支援が必要なこどもや家庭に対して適切な支援が届けられず、取り残されてしまっているケースも少なくないほか、困難を抱えるこどもや家庭ほどSOSを発することが難しいこと等から、プッシュ型・アウトリーチ型支援の重要性が指摘されている。

目的

- ▶ 地方公共団体における個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型の支援につなげる取組（以下、「こどもデータ連携」という。）を推進している。
- ▶ 令和5年度末に、こどもデータ連携に取り組む地方公共団体が参照できる「こどもデータ連携ガイドライン（素案）（以下、「ガイドライン（素案）」という。）」を作成し公開した。本調査研究は、ガイドライン（素案）における課題等の整理を行い、多くの地方公共団体がこどもデータ連携に取り組むためのガイドラインを策定すること、そして翌年度以降、取組を広げていくための論点について調査研究を行うものである。

3. 事業概要のご説明（推進体制）

調査研究事業（ガイドライン策定）及び実証事業を行いながら、こどもデータ連携の取組を広げていくために事業全体を推進しております。



3. 事業概要のご説明（取組経緯）

令和5年度までのガイドライン策定事業及び実証事業を踏まえ、課題や論点の整理を行うことで、令和6年度末のガイドライン（成案）策定を目指しております。

国政

第1回デジタル臨時行政調査会
(令和3年11月16日) 岸田総理御発言

こども政策の新たな推進体制に関する基本方針
～こどもまんなか社会を目指すこども家庭庁の創設～

デジタル社会の実現に向けた重点計画

関係省庁の動き

内閣府 貧困状態の子供の支援のための教育・福祉等データベースの構築に向けた研究会

厚生労働省 要保護児童に関する情報共有システムの構築・導入

厚生労働省 AIを活用した緊急性の判断に資するツールの開発促進

文部科学省 教育データの分析・利活用に係る実証事業（教育データの共通項目に関する調査研究）

デジタル庁 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化

こどもに関する情報・データ連携 副大臣プロジェクトチーム

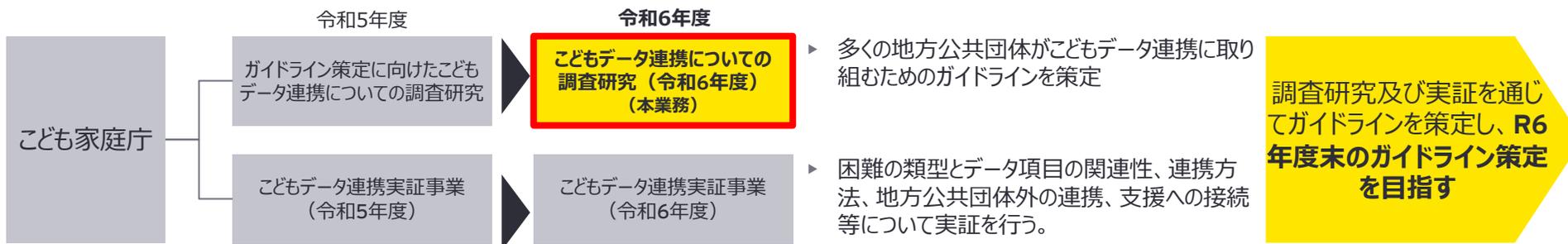
デジタル庁 こどもに関する各種データの連携による支援実証事業

デジタル田園都市国家構想総合戦略（令和4年12月23日閣議決定）

こども家庭庁と連携し、同月に施行されるこども基本法に基づき策定される「こども大綱」を踏まえ、デジタル技術等の活用により少子化対策を含むこども政策を総合的に推進する。

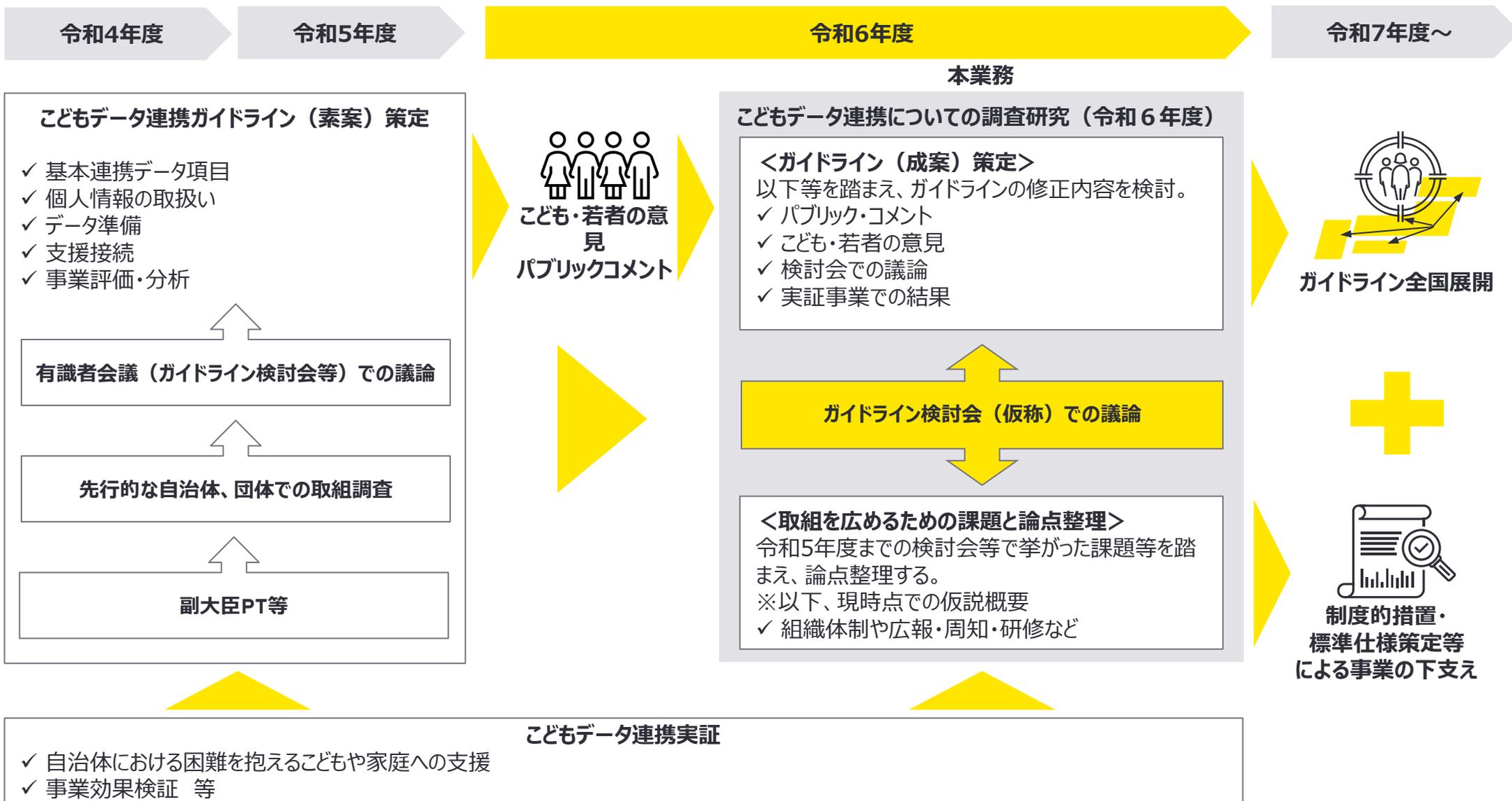
本事業に関連する動き

- ▶ 先進的な地方公共団体の取組も参考に、各地方公共団体において、こどもや家庭に関する状況や利用している支援等に係るデータ（教育・保健・福祉・医療等）を分野横断的に連携し精査を行うことで、個人情報の適正な取扱いに配慮しながら、潜在的に支援が必要なこどもや家庭を早期に把握し、プッシュ型（アウトリーチ型）の支援につなげる取組を進めるため、公募に応じた地方公共団体において実証事業を実施するとともに、ガイドラインの策定・周知等により地方公共団体での取組を推進する。



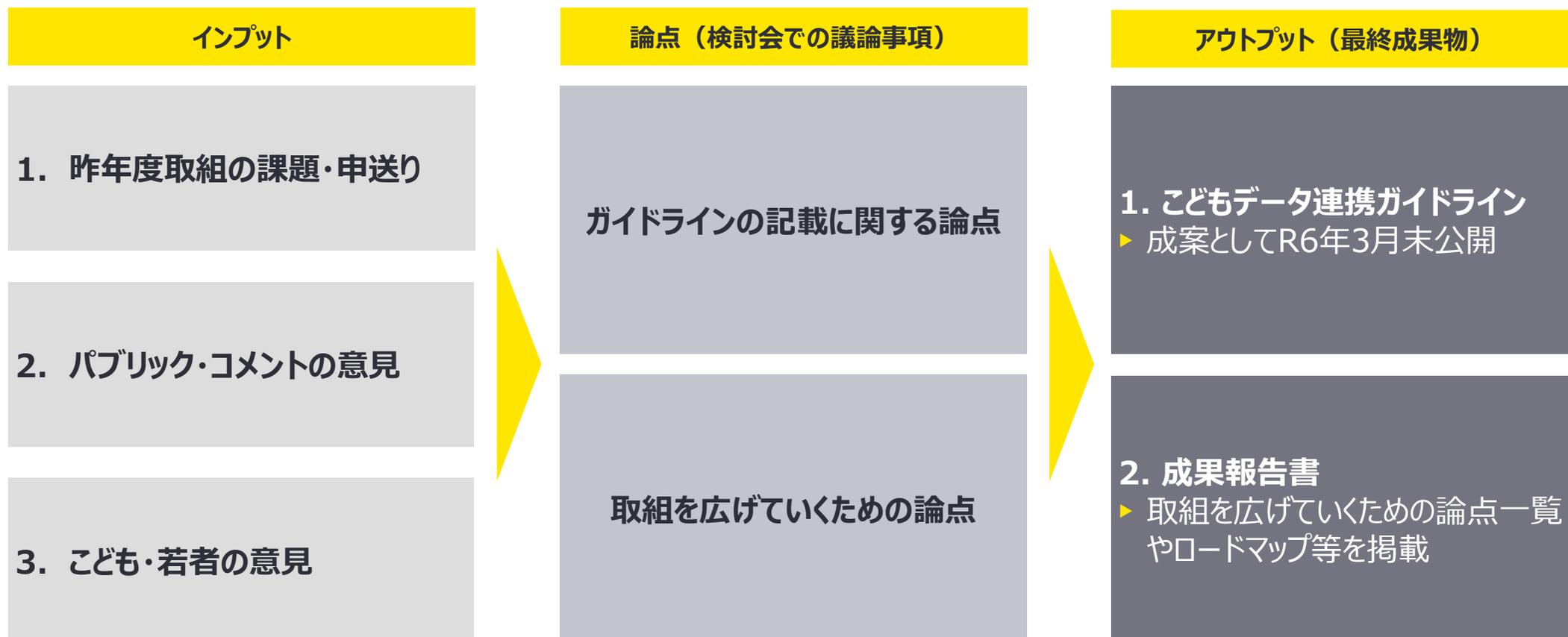
3. 事業概要のご説明（本業務の目的）

本事業には「ガイドライン（成案）策定」および「取組を広めるための課題と論点整理」の2つの目的があり、検討会での議論により、事業全体の加速やガイドラインの全国展開を実現していきます。



3. 事業概要のご説明（検討会の設置目的）

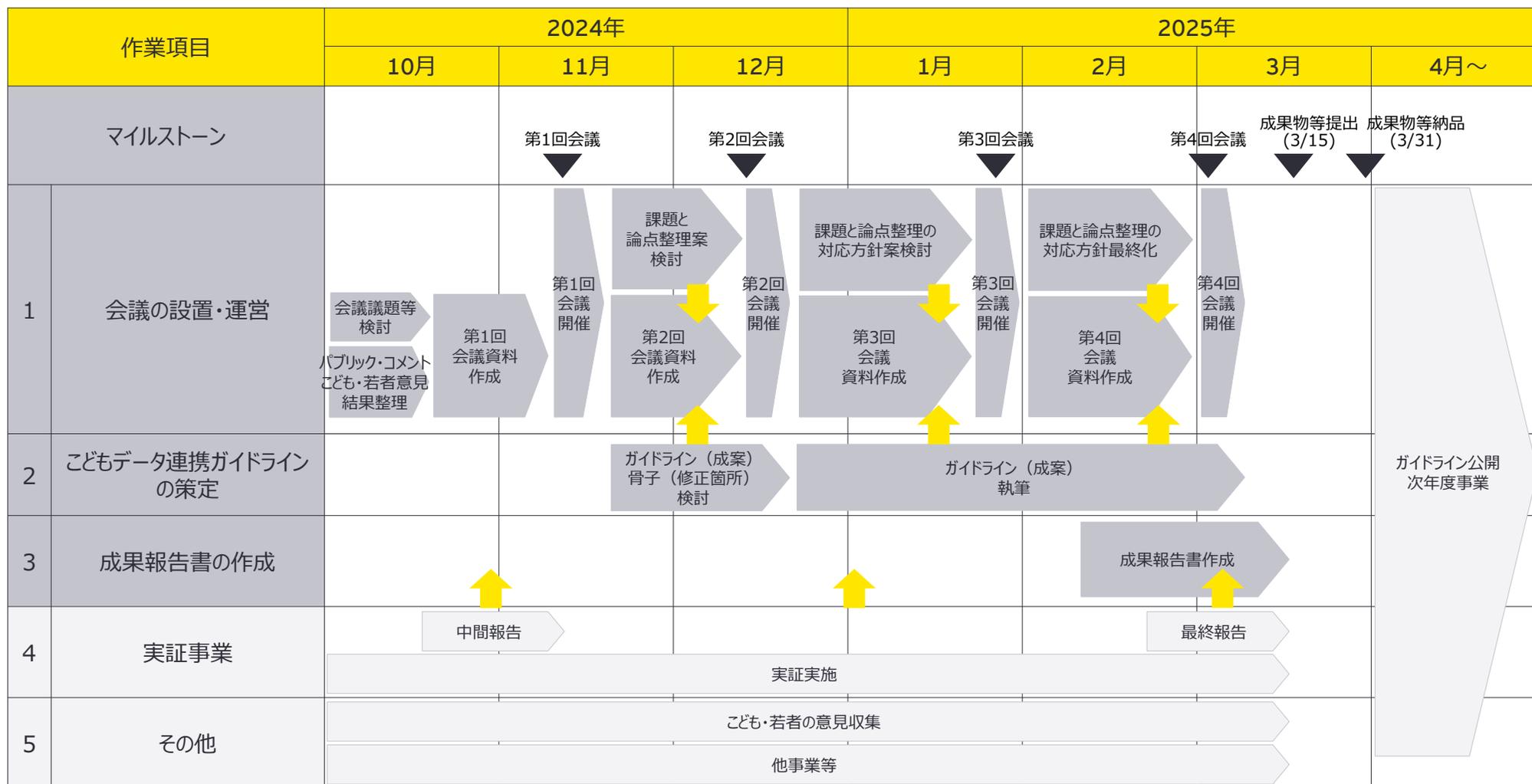
昨年度までの取組結果やパブリック・コメント、こどもの意見をインプットに、検討会で議論を行い、ガイドライン（成案）と成果報告書をアウトプットとして作成します。



※具体的な論点案は後述。

3. 事業概要のご説明（全体スケジュール）

全4回の検討会の中で、議論・意見交換させていただきつつ、ガイドライン（成案）の策定と、今後取組を広げていくための論点整理を行っていく予定です。





パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告

パブリック・コメント及び昨年度事業からの申送事項を、分類分けしました。



4. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告（分類の定義内容と指摘例）

前頁の分類それぞれの定義と、具体的な意見／指摘例を示します。

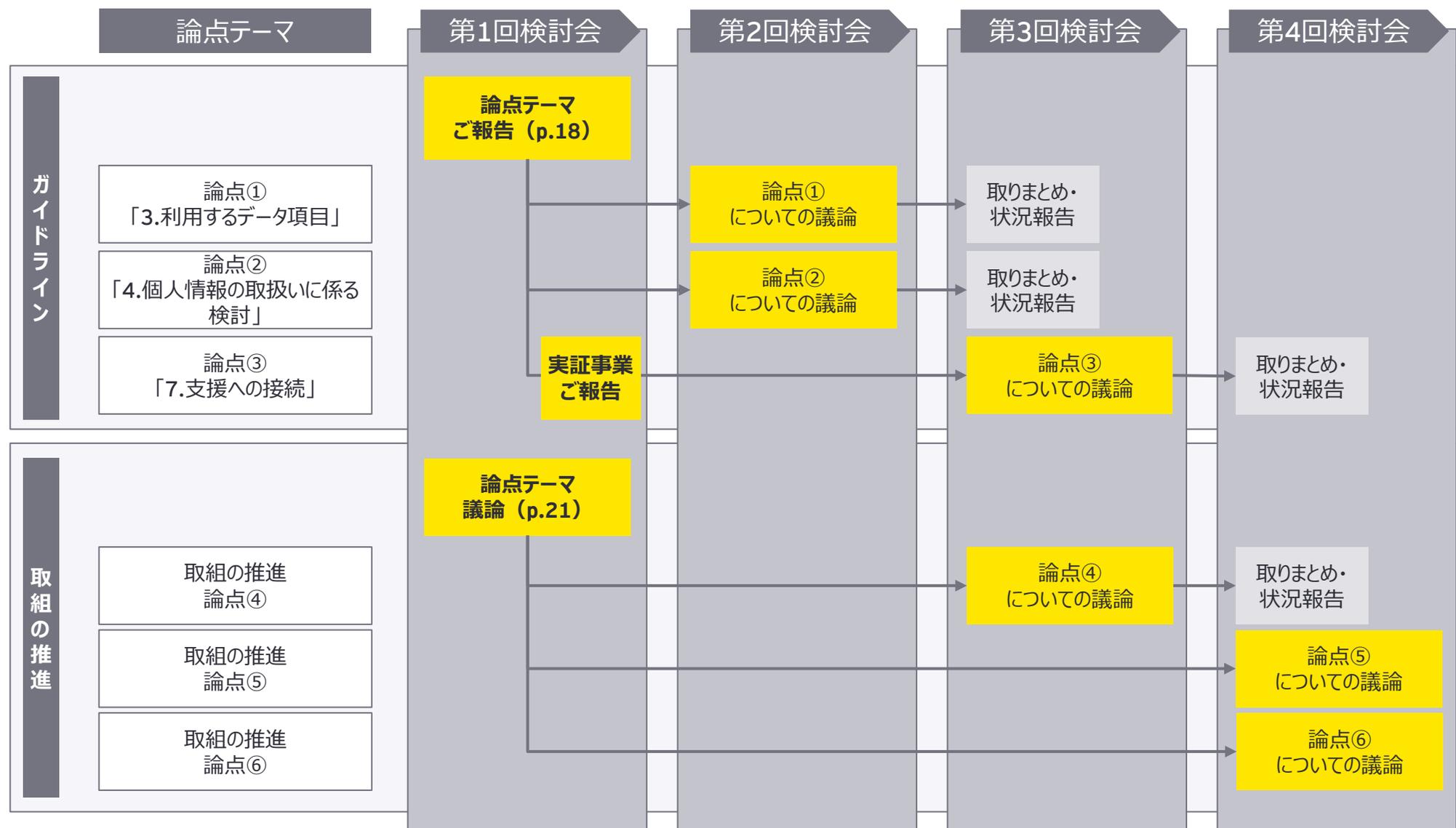
	分類[件数]	定義	意見／指摘例
ガイドライン	3.利用するデータ項目 [12件]	ガイドライン「3.利用するデータ項目」に対する意見／指摘である。	「基本連携データ項目」は、「困難」の存在判定に対して「関連性」のあるものに厳選されているようであるが、なお再考の余地のある項目がある。
	4.個人情報の取扱いに係る検討 [13件]	ガイドライン「4.個人情報の取扱いに係る検討」に対する意見／指摘である。	個人情報の適切な取扱いに関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。情報取得・提供・利用の際の本人同意要否について、ガイドライン上で明記すべき。
	7.支援への接続 [7件]	ガイドライン「7.支援への接続」に対する、意見／指摘である。	データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。
	全体／事業に関する意見 [12件]	ガイドラインの記述全体または複数の章に跨る意見／指摘である。	ガイドラインの名称を、本事業の目的がわかるような記載に修正すべき。誤字脱字インデント等へのご指摘。
取組の推進	取組の主体（組織体制） [13件]	国、地方公共団体、関連機関の体制・役割等に関する意見／指摘である。	こどもデータ連携の取組が平常業務になるにあたって、地方公共団体や外部の組織への取組へのアドバイス等の総合的な対応窓口が必要となる。
	取組の方法（業務標準化） [2件]	取組のうち、業務の流れ（PDCA）や内容に関する意見／指摘である。	個人情報の目的外利用に関する諸手続きの段取り化・迅速化の必要性。
	取組の方法（システム標準化） [5件]	取組のうち、こどもデータ連携の仕組みに関する意見／指摘である。	各組織の保有情報の標準化（データフォーマットの統一）の必要性。（データ取得・加工にかかる工数削除）
	取組の促進（広報・周知） [5件]	取組を促進する上で必要となる広報・周知等に対する意見／指摘である。	こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理し、周知していくことが必要である。
	取組の根拠（法・制度の解釈） [11件]	取組を実行する上での、根拠となるような法律・制度等に関する意見／指摘である。	法令上の根拠の整理において、児童福祉法が個人情報保護法の法令に基づく根拠として利用できるか、複数の有識者に意見を伺うことが重要である。
	その他 [8件]	上記に含まれない意見／指摘である。	こどもの情報の取扱いにおける海外の状況についても整理していく必要がある。



検討会での論点案についてのご説明

5. 検討会での論点案についてのご説明（各検討会の実施概要）

検討会では、事前に決定した論点に対して議論いただくことを想定しており、論点については、次頁以降でご説明／ご意見を頂戴できますと幸いです。



※検討会前の事前レクにおいて、論点テーマや仮説についてのご説明をいたします。
 ※議論と並行し、事務局にてガイドライン／成果報告書を作成します。

5. 検討会での論点案についてのご説明（ガイドライン策定における個別論点のご説明）

ガイドラインにおける論点テーマについて、主なパブリック・コメント／申送事項より、具体的な論点案の抽出を行いました。

検討会で論じるテーマ	主なパブリック・コメント／申送事項	論点案
①ガイドライン「3.利用するデータ項目」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 「関連性」の要件は「必要性」とも「相関性」とも異なる概念であるが、これらを混同する誤読がなされる恐れがあるので、説明文を改善されたい。 ▶ 「基本連携データ項目」は、「困難」の存在判定に対して「関連性」のあるものに厳選されているようであるが、なお再考の余地のある項目がある。 ▶ 欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 本事業におけるデータの関連性をどう定義するか。基本連携データ項目ごとに関連性を有するのか。 ▶ 基本連携データ項目で変更すべきものがあるか。（地方公共団体の、データの保有実態を鑑み、基本連携データ項目の追加／削除を検討する必要はないか）
②ガイドライン「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報の適切な取扱いに関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。 ▶ 情報取得・提供・利用の際の本人同意要否について、ガイドライン上で明記すべき。 ▶ こどものデータ利用には保護者の同意が必要ではないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 個人情報の取り扱いについて、漏れている観点はないか。 ▶ 本事業における同意取得をどのように考慮すべきか。（実証時に配慮／工夫したケースはないか）
③ガイドライン「7.支援への接続」に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ▶ データを活用して支援先につなぐ等、下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。 ▶ データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。現状では、支援の供給が不足しているため、支援を提供していくための施策を検討いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ▶ 支援へつなげた実証団体の事例確認とガイドラインへ反映すべき事項はあるか。 ▶ 支援結果について、有効的な効果測定や評価の事例はあるか。

※上記以外に対するご意見については、事務局にて確認し、ガイドラインへの反映を検討します。 19

5. 検討会での論点案についてのご説明（成果物イメージ：ガイドライン修正論点一覧）

ガイドラインに関する論点テーマ①～③に対して、「ガイドライン修正論点一覧」を作成し、各検討会にて議論させていただく予定です。

論点テーマ	No	論点	修正箇所	修正方針案
①ガイドライン「3.利用するデータ項目」に関する論点	1	▶ 本事業におけるデータの関連性をどう定義するか。基本連携データ項目ごとに関連性を有するのか。	3.利用するデータ項目	▶ 本事業における関連性は「基本データ連携項目と用いる目的との間に1対1関係が成立している」ことを定義する。
	2	▶ 基本連携データ項目で変更すべきものがあるか。	3-1.基本関係データ項目とは	▶ データの関連性を有していることを確認した後に、有識者の中でデータ項目を精査して更新する。
②ガイドライン「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点	3	▶ 本事業における同意取得をどのように考慮すべきか。	4.1.個人情報の取扱いに係る検討	▶ 本事業における同意取得は、こどもの最大の利益になることを鑑みて、こどもが主体とした同意取得として考慮する。
	4	▶ 個人情報の取扱いについて、漏れている観点はないか。	4.2.4利用目的以外の目的のための内部利用及び外部提供（相当の理由がある場合）	▶ 個人情報を取り扱う際に関わる地方公共団体が遵守すべきルール整備を更新する。
	...	▶	▶ ...

Illustrative

5. 検討会での論点案についてのご説明（取組を推進するための論点案議論）

取組を推進するための論点は、多くの地方公共団体が本取組を実行しやすくするために、地方公共団体の視点に立って選定／議論をいただくと幸いです。

分類整理	主なパブリック・コメント／申送事項	#	論点案（地方公共団体の目線より選定）
取組の主体 （組織体制）	<ul style="list-style-type: none"> 互いにこどもとの異なる接点を持つ、首長部局と教育委員会との連携体制構築の必要性。 データ管理・利用に関してセキュリティ面での懸念が多い。 支援されるこども本人が、支援の初期の期待値・支援最中の感想・支援後の結果や感想、要望をフィードバックできる機会を設定し、声が反映されるようフォローすべき。 こどもデータ連携の取組が平常業務になるにあたって、地方公共団体や外部の組織への取組へのアドバイス等の総合的な対応窓口が必要となる。 	1	地方公共団体が、実施主体として構築すべき体制について、標準モデルを検討する。（他部局や外部との連携、情報管理体制等を含め必要な役割を明確にする）
		2	支援後のデータ集計や評価・分析方法等について、検討する。（改善プロセスを整備、有効的な効果測定方法を検討する）
		3	取組に関する総合窓口となる業務や組織について、検討する。
取組の方法 （業務標準化）	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の目的外利用に関する諸手続きの段取り化・迅速化の必要性。 どのタイミングで、どのような方法で、どのような評価指標を設定すべきか、標準的な方法を検討していく必要がある。 	4	個人情報の取り扱いに関して、地方公共団体が行うべき手続きを検討し、明確にする。
		5	取組評価について、取組全体の流れに沿って標準的な業務内容を検討し、定義する。
取組の方法 （システム標準化）	<ul style="list-style-type: none"> 各組織の保有情報の標準化（データフォーマットの統一）の必要性。（データ取得・加工にかかる工数削減） 拡張性を意識したデータベース構築の必要性。（ロジック、結果の不断の更新） 	6	基本連携データ項目について、標準的なデータフォーマットを検討し、定義する。（他機関との円滑なデータ連携を促進）
		7	保有データ項目だけでなく、取組を進める上での標準的なデータベース構造について、検討する。（判定結果の保存先や閾値等の条件を含めたテーブル設計等）
取組の促進 （広報・周知）	<ul style="list-style-type: none"> 行政から民間団体等に個人情報の運用の研修等を実施頂きたい。 こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理し、周知していくことが必要である。 こどもデータ連携の意義と協力に関する丁寧な説明の必要性。 	8	取組を推進する上で必要な研修や教育制度等について、検討する。
		9	地方公共団体が、NPO等民間団体に対し、取組の協力を依頼しやすくなるよう、周知項目とその留意点について、検討する。
		10	地方公共団体（または協働する機関）に対し、取組を正しく理解いただき、前向きに捉えてもらうための説明手段や内容について、検討する。
取組の根拠 （法・制度の解釈）	<ul style="list-style-type: none"> 法令上の根拠の整理において、児童福祉法が個人情報保護法の法令に基づく根拠として利用できるか、複数の有識者に意見を伺うことが重要である。 地方公共団体とNPO等民間団体が協働する際に遵守すべき情報管理や情報授受の方法の明確化、法整備、運用規則等の策定を進めていく必要がある。 	11	地方公共団体が意識すべき法令について検討し、整理する。（取組の根拠となる視点や取組にあたり手続きが必要な視点での認知向上を図る）
		12	地方公共団体が、NPO等民間団体と協働する際に必要な手続きについて、情報管理の視点を中心に検討する。
その他	<ul style="list-style-type: none"> 教育データ活用ロードマップなど他事業との整合性をはかるべき。 こどもの情報の取扱いにおける海外の状況についても整理していく必要がある。 	13	本取組と、関連省庁の事業との関連を明確にし、相反した対応とならないよう、方針を検討する。
		14	こども政策に関する海外事例から、地方公共団体が取組む上で留意すべきことがないかを検討する。



事務連絡

8. 事務連絡

各会議の日程、議題については以下を予定しています。

#	開催時期	議題案
1	11月上旬～中旬	<ol style="list-style-type: none"> 1. 事業内容説明 2. パブリック・コメント／申送事項 整理結果のご報告 3. 検討会での論点案についてのご説明 4. 実証事業におけるご報告 5. 意見交換
次回	12月中旬～下旬	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドライン策定に向けた議論（論点①「3.利用するデータ項目」に関する論点） 2. ガイドライン策定に向けた議論（論点②「4.個人情報の取扱いに係る検討」に関する論点）
3	1月下旬	<ol style="list-style-type: none"> 1. ガイドライン策定に向けた議論（論点③「7.支援への接続」に関する論点） 2. 取組の推進に向けた議論（論点④ 第1回検討会（p.21）にて論点案を議論）
4	3月上旬	<ol style="list-style-type: none"> 1. 取組の推進に向けた議論（論点⑤ 第1回検討会（p.21）にて論点案を議論） 2. 取組の推進に向けた議論（論点⑥ 第1回検討会（p.21）にて論点案を議論） 3. 検討会取りまとめ状況のご報告

参考資料

(パブリック・コメント等の概要)

「こどもデータ連携ガイドライン（素案）」に対して、パブリック・コメント等で挙げた主な意見を掲載します。

No	大分類	小分類	主なご意見
1	ガイドライン修正に向けた論点	3.利用するデータ項目	▶ 欠席・遅刻情報は個別の事情を考慮して活用すべき。
2			▶ 保護者自身の被虐待歴、精神状態、家庭状況（子育てをサポートしてくれる家族が近くに住んでいるかなどを含む）をデータ項目に追加すべき。
3			▶ 健診受診は任意のため基本連携データ項目から除外すべき。
4			▶ 「基本連携データ項目」は、「困難」の存在判定に対して「関連性」のあるものに厳選されているようであるが、なお再考の余地のある項目がある。
5		4.個人情報の取扱いに係る検討	▶ 個人情報の適切な取扱いに関する措置について、ガイドライン上で明記すべき。
6			▶ 開示、訂正、利用停止請求への対応について明記すべき。
7			▶ 情報取得・提供・利用の際の本人同意要否について、ガイドライン上で明記すべき。
8			▶ こども本人の同意の在り方についても何かしらの指針を明示すべき。
9		7.支援への接続	▶ 人の目による支援等の必要性の確認について、支援不要とされたこどもの継続の確認や、判定ロジック精度向上のためのデータ再利用などを明記すべき。
10			▶ データを連携し、対象を発見するだけでなく、見守り支援を実施するという意識が重要である。現状では、支援の供給が不足しているため、支援を提供していくための施策を検討いただきたい。
11			▶ データを活用して支援先につなぐ等、下流の内容も実証団体にも実施頂きたい。

(前項の続き)

No	大分類	小分類	主なご意見
12	ガイドライン修正に向けた論点	全体／事業に関する意見	▶ 「本人」とは誰を指すのか、現場では解釈が異なるため、定義する必要があると考える。
13			▶ 現場の声を具体的に記載すべき。
14			▶ 支援ではなく「提案」「情報提供」にとどめるべき。当事者の自立・自律を最優先に考えるべき。
15			▶ ガイドラインの名称を、本事業の目的がわかるような記載に修正すべき。
16	本取組を推進するための論点	取組の主体（組織体制）	▶ 本事業、本ガイドラインが基本的人権を侵害するものにならないか定期的な監査・確認体制が必要である。
17			▶ 本事業に取り組むにあたって子ども自身が相談できる相談先を設置すべき。 ▶ 支援される子ども本人が、支援の初期の期待値・支援最中の感想・支援後の結果や感想、要望をフィードバックできる機会を設定し、声が反映されるようフォローすべき。
18		取組の方法（業務標準化）	▶ 個人情報の目的外利用に関する諸手続きの段取り化・迅速化の必要性。
19			▶ 子どもデータ連携の取組を実施するにあたって、どのタイミングで、どのような方法で、どのような評価指標を設定すべきか、標準的な方法を検討していく必要がある。
20			取組の方法（システム標準化）
21	▶ 子どもデータ連携の取組を全国に展開していくにあたって、NPO等民間団体の情報管理システムや地方公共団体間を連携するシステム等の国が構築すべきプラットフォームについて検討していく必要がある。		

(前項の続き)

No	大分類	小分類	主なご意見
22	本取組を推進するための論 点	取組の促進（広報・周知）	▶ 行政から民間団体等に個人情報の運用の研修等を実施頂きたい。
23			▶ こどもデータ連携の取組に大学や民間企業等が協力できるように、産学官連携を行うにあたって留意すべき事項や事例等を整理し、周知していくことが必要である。
24		取組の根拠（法・制度の解釈）	▶ 法令上の根拠の整理において、児童福祉法が個人情報保護法の法令に基づく根拠として利用できるか、複数の有識者に意見を伺うことが重要である。
25			▶ 自治体での運用にあたっては、個人情報の保護について重く受け止めてしまうため、データ連携への障害となり得ることから今後法整備についても検討していく必要がある。
26		その他（全体に対する意見）	▶ NPO等民間団体に対応範囲が拡大され、機微な個人情報を取り扱うことに反対である。
27			▶ 海外事例からもデータ連携は難航・頓挫している事業ではないのか。

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ～より良い社会の構築を目指して」をパーパス（存在意義）としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起（better question）をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、[ey.com/privacy](https://www.ey.com/privacy)をご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、[ey.com](https://www.ey.com)をご覧ください。

EYのコンサルティングサービスについて

EYのコンサルティングサービスは、人、テクノロジー、イノベーションの力でビジネスを変革し、より良い社会を構築していきます。私たちは、変革、すなわちトランスフォーメーションの領域で世界トップクラスのコンサルタントになることを目指しています。7万人を超えるEYのコンサルタントは、その多様性とスキルを生かして、人を中心に据え（humans@center）、迅速にテクノロジーを実用化し（technology@speed）、大規模にイノベーションを推進し（innovation@scale）、クライアントのトランスフォーメーションを支援します。これらの変革を推進することにより、人、クライアント、社会にとっての長期的価値を創造していきます。詳しくは[ey.com/ja_jp/consulting](https://www.ey.com/ja_jp/consulting)をご覧ください。

免責事項

1. 本資料及び添付文書（以下、「本資料一式」という。）は、ごども家庭庁とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下、「EY」という。）との間で締結した令和6年10月16日付けの「ごどもデータ連携についての調査研究（令和6年度）」（以下、「本業務」という。）に係る契約に基づきごども家庭庁の便益のためだけに提供されたものであり、閲覧する他のいかなる者（以下、「第三者」という。）のためではございません。
2. EYは、本資料の情報が第三者の目的に十分なものか、又は妥当なものか、あるいは本業務に関して、第三者に何ら表明又は保証するものではございません。
3. 本資料一式を第三者へ公開した結果生じうる、あらゆる申立て又は訴訟について、EYは一切の責任を負うことはございません。